京成電鉄株式会社に対する業務監査の実施結果

項目における下線は、今年度監査において重点的に監査を実施したもの。

| 項目 | 主な取り組み状況等 | 所 見 | 所見に対する取り組み状況 |
|--------------------|------------------------|--------------------|--------------|
| 1.運賃等に関する事項 | | | |
| (1)関係法令、通達に基づく諸手続等 | ・ 京成電鉄株式会社(以下「京成」という。) | | |
| | においては、過去3年間で7件の届出が | | |
| | 行われている。17年度には、それまで | | |
| | 企画割引として実施していた空港連絡特 | | |
| | 殊割引を乗継運賃の設定に係る届出とし | | |
| | た。それ以外は、主として京成の設定す | | |
| | る企画乗車券又はスカイライナーの特急 | | |
| | 料金に関る営業割引の届出であり、その | | |
| | 他運賃等の認可事項はない。 | | |
| | | | |
| | ・ 鉄道運輸規程第4条の運賃表、料金表及 | | |
| | び旅客列車の時刻表その他運輸上必要と | | |
| | なる旅客営業規則の備え付けについては | | |
| | 現地監査対象駅において確認したとこ | | |
| | ろ、概ね適切に掲示並びに備え付けられ | | |
| | ていた。 | | |
| | | | |
| | ・ 運賃・料金表の駅名に英語表記も附して | | |
| | おり、外国人に配慮した表示となってい | 国人の利用の多い駅においては、成田空 | |
| | ర . | 港駅等代表的な駅の運賃等をわかりやす | してまいります。 |
| | | く掲示するなどの工夫が望まれる。 | |

| | ・ 上野駅においては乗車券面の記載につい | ・ 外国人利用者に対する情報提供の運賃額 | |
|---------------------|---------------------------|----------------------|----------------------|
| | て英語の解説を掲示していたが、券売機 | の掲示等とあわせて、更に工夫した取り | |
| | から離れており視認しにくい箇所に小さ | 組みを進めてもらうことが期待される。 | |
| | く掲示されていた。 | | |
| | | | |
| (2)連絡運輸・乗継割引・企画乗車券等 | | | |
| 連絡運輸 | ・ 京成は19社の鉄道事業者との連絡運輸 | ・ 現在連絡運輸を実施していない他事業者 | ・ 平成21年3月14日より、千葉都市モ |
| | を行っている。そのうち、普通乗車券及 | と協議中とのことであるが、連絡運輸範 | ノレールとの定期券の連絡運輸を開始い |
| | び定期乗車券いずれも発売している事業 | 囲を拡大することにより利用者利便の更 | たしました。 |
| | 者が8社、定期乗車券のみ発売している | なる向上を図ることが望まれる。 | 今後も、お客様のご要望や利用実態を勘 |
| | 事業者が11社である。 | | 案し、他の鉄道事業者との連絡運輸を検 |
| | | | 討してまいります。 |
| ↓ 乗継割引 | ┃ ・ 現在京成では、東京都交通局、東京地下 | | - |
| | 鉄、東武鉄道、新京成電鉄並びに北総鉄 | | |
| | 道と乗継割引を行っている。また、この | | |
| | 他「空港連絡特殊割引」として東京都交 | | |
| | 通局、京浜急行電鉄と、成田空港・空港 | | |
| | 第2ビル及び羽田空港駅相互間の利用、 | | |
| | 又は成田空港・空港第2ビル及び都営線 | | |
| | 内各駅を乗り継いだ場合に各社30円の | | |
| | 割引を行っているところである。 | | |
| | 刮りで11 りていることのでの。 | | |
| 企画乗車券 | ・ 京成は沿線のバス事業者等との提携や商 | ・ 今後の成田新高速鉄道の開業やスカイツ | ・ お客様のニーズを把握し、魅力ある企画 |
| <u>正回来半分</u> | | | |
| | 業施設とのタイアップにより1日乗車券 | リーの建設に向けて、さらに外国人をは | |
| | や割引乗車券等の販売を行っている。主 | | ます。 |
| | に外国人向けとしては「小江戸佐原お散 | とから、運賃割引等による更なる利用促 | |
| | 歩パス」及び外国人に限定した「スカイ | 進を図ることが期待される。 | |
| | ライナー&メトロパス」を設定しており、 | | |

| | 4 カ国語乃至は英語表記により外国人向 | | |
|-------------------------|--------------------------|----------------------|----------------------------|
| | けにも案内している。 | | |
| | | | |
| | ・ 「スカイライナー&メトロパス」は、成 | ・ 当該カウンターにおいては、職員により | ・ 外国人のお客様のニーズや利用状況等を |
| | 田空港駅及び空港第 2 ビル駅のスカイラ | 英語で基本的な対応は可能なスタッフが | 踏まえ、より利用していただきやすい案 |
| | イナーのカウンターにおいて発売されて | 常駐する他、案内係を配置しているが、 | 内の充実等につき努めてまいります。 |
| | 113. | 多くの外国人が利用することを念頭に置 | 13378503100 05335 0500 500 |
| | V 1 5 0 | きながら、外国語による乗車券販売の案 | |
| | | | |
| | | 内や企画商品の案内を充実する等、外国 | |
| | | 人にとって利用しやすい取り組みを積極 | |
| | | 的に進めることが必要である。 | |
| | | | |
| <u> I Cカードシステム</u> | | ・ 今後は、ICカードによる企画乗車券の | |
| | ム「パスモ」の運用を開始し、また本年 | 設定や、関西圏等他のICカードとの相 | の相互利用拡大については、PASMO |
| | 3月からは電子マネーのサービスを開始 | 互利用等の拡大など、ICカードを活用 | 導入事業者で構成するパスモ協議会にて |
| | している。利用者は現在定期利用者のう | した利用者利便の向上の取り組みについ | 検討しております。お客様のニーズを勘 |
| | ち7割を超え、定期外利用者では5割以 | て、関係者とともに積極的に図ることが | 案し、関係協議体及び関係事業者ととも |
| | 上の利用率となっている。 | 期待される。 | にサービス拡大に努めてまいります。 |
| | | | |
| | ・ 駅務機器についてもIC化を進めてお | | |
| | り、自動改札機、自動精算機及び特急券 | | |
| | 券売機については100%IC化対応と | | |
| | なっている。 | | |
| | | | |
| | | | |
| (3)駅務機器類 | | | |
| 駅務機器の設置基準等 | ・ 駅務機器については、京成としては、ピ | | |
| WAY IN HE TO BACK TO TO | ーク時間帯の乗車人員や乗降客に占める | | |
| | / 时间市の米半八貝に米四台に口のる | | |

| | 普通乗車券の割合等により、一定の算定 | |
|---------------|--|--------|
| | 式に基づいて設置台数を算出している。 | |
| | これに基づいて自動改札機や自動券売機 | |
| | を設置しているが、原則として自動券売 | |
| | 機については、各駅とも改札口毎に最低 | |
| | 2 台置くこととしている。 | |
| | | |
| | ・ 現地監査対象駅の京成上野駅他 9 駅にお | |
| | いて、各駅とも駅務機器の位置、台数等、 | |
| | 特に利用に支障があるものは見受けられ | |
| | なかった。 | |
| | | |
| 駅務機器等故障時の対応 | ・ 駅務機器が故障した際の連絡体制は、各 ・ 先般首都圏で発生したICカードシステ ・ システムダウン発生時の対応 | 方法および |
| | 機器のメーカーから京成の担当部署への ムダウンの事例を鑑みて、駅によっては 連絡体制については従来から | 定めており |
| | 連絡先及び連絡体制が予め定められてい 大きな混乱が発生することが十分に予測 ますが、さらにマニュアルのバ | 割知を図り、 |
| | る。また複数駅に影響を及ぼす場合には されることから、予め利用者への対応に 発生時に迅速かつ的確に対処 | できるよう |
| | 運輸指令により、他の関係鉄道事業者に ついて先般の事例を活かした対応策の策 努めてまいります。 | |
| | も通報されることとなっている。また、 定が必要である。 | |
| | パスモに関わるものであれば、パスモ会 | |
| | 社に通報した上で、同社の指示に基づい | |
| | て対応することとなっている。 | |
| | | |
| (4)運賃の誤表示、誤収受 | ・ 京成においては、平成 1 8 年度に 3 件、 ・ システムのプログラムミスについても、 ・ メーカー出荷時の運賃および | 設定確認を |
| | 19年度に1件、20年度に3件発生し 例え一義的にメーカーのミスによるもの 当社およびメーカー双方でチ | ェックする |
| | ている。その内訳としてJRとの連絡通 であっても、例えばメーカーの対策が十 体制を確立し、再発防止に努 | めてまいり |
| | 学定期券の発売ミスによるものが1件、 分なものであるかを京成においてもチェ ます。 | |
| | その他機器のプログラムミスによるもの ックするなど、メーカーサイドとの連携 | |
| | が 2 件、つり銭の硬貨誤装填によるもの を密にして再発防止を図ることが必要で | |

| | 取扱いマニュアル」を策定 | ・マニュアルを策定しているにもかかわらず、つり銭の誤装填が連続して4件も発生しており、同社としては発生の都度チェック方法等を見直しているとのことであるが、これだけ立て続けに発生していることを鑑みると、対策として十分ではないといわざるを得ない。単に駅員の単純ミスとして扱うのではなく、事業の根幹である運賃として、極めて基本的な取扱いに根本的な誤りがあったということを、会社全体として重く認識することが | 題と認識しております。 現業係員への注意喚起を強化するととも に、つり銭補給時のチェック方法の見直 し、全駅への誤装填防止機能付硬貨計数 機の設置を行いました。 今度とも、再発防止に努めてまいります。 |
|---------------------|--------------------------|---|---|
| び「駅務機器 | 取扱いマニュアル」を策定 | ず、つり銭の誤装填が連続して4件も発生しており、同社としては発生の都度チェック方法等を見直しているとのことであるが、これだけ立て続けに発生していることを鑑みると、対策として十分ではないといわざるを得ない。単に駅員の単純ミスとして扱うのではなく、事業の根幹である運賃として、極めて基本的な取扱いに根本的な誤りがあったということ | 題と認識しております。 現業係員への注意喚起を強化するととも に、つり銭補給時のチェック方法の見直 し、全駅への誤装填防止機能付硬貨計数 機の設置を行いました。 今度とも、再発防止に努めてまいります。 |
| | | 生しており、同社としては発生の都度チェック方法等を見直しているとのことであるが、これだけ立て続けに発生していることを鑑みると、対策として十分ではないといわざるを得ない。単に駅員の単純ミスとして扱うのではなく、事業の根幹である運賃として、極めて基本的な取扱いに根本的な誤りがあったということ | 現業係員への注意喚起を強化するととも に、つり銭補給時のチェック方法の見直 し、全駅への誤装填防止機能付硬貨計数 機の設置を行いました。 今度とも、再発防止に努めてまいります。 |
| し、各駅に存 | 置している。 | ェック方法等を見直しているとのことであるが、これだけ立て続けに発生していることを鑑みると、対策として十分ではないといわざるを得ない。単に駅員の単純ミスとして扱うのではなく、事業の根幹である運賃として、極めて基本的な取扱いに根本的な誤りがあったということ | に、つり銭補給時のチェック方法の見直 し、全駅への誤装填防止機能付硬貨計数 機の設置を行いました。 今度とも、再発防止に努めてまいります。 |
| | | あるが、これだけ立て続けに発生していることを鑑みると、対策として十分ではないといわざるを得ない。単に駅員の単純ミスとして扱うのではなく、事業の根幹である運賃として、極めて基本的な取扱いに根本的な誤りがあったということ | し、全駅への誤装填防止機能付硬貨計数 機の設置を行いました。 今度とも、再発防止に努めてまいります。 |
| | | ることを鑑みると、対策として十分ではないといわざるを得ない。単に駅員の単純ミスとして扱うのではなく、事業の根幹である運賃として、極めて基本的な取扱いに根本的な誤りがあったということ | 機の設置を行いました。 今度とも、再発防止に努めてまいります。 |
| | | ないといわざるを得ない。単に駅員の単 純ミスとして扱うのではなく、事業の根 幹である運賃として、極めて基本的な取 扱いに根本的な誤りがあったということ | 今度とも、再発防止に努めてまいります。 |
| | | 純ミスとして扱うのではなく、事業の根 幹である運賃として、極めて基本的な取 扱いに根本的な誤りがあったということ | |
| | | 幹である運賃として、極めて基本的な取 扱いに根本的な誤りがあったということ | |
| | | 扱いに根本的な誤りがあったということ | |
| | | | |
| | | ・ を、会社全体として重く認識することが | |
| | | | |
| | | 必要である。 | |
| | | | |
| | | ・ 誤収受、誤装填が発生した都度、マニュ | |
| | | アルを更新し、さらに各駅単位等におい | |
| | | てマニュアルの勉強会を行うなど、平素 | |
| | | から係員が意識して行動する環境を作り | |
| | | 出すなど、常日頃から誤収受等の防止に | |
| | | 向けた強い意識を持つような環境作りが | |
| | | 必要である。 | |
| | | | |
| (5)その他 | | | |
| 偽造紙幣に対する対応 ・ 京成では、偽 | | | |
| 署及び警察署 | 造紙幣発見時は社内関係部 | | |
| 3 . | 造紙幣発見時は社内関係部場に連絡することとしてい | | |
| | | | |

| 無料乗車証の発行について | ・ 京成では、職務乗車証、社員家族乗車証、 | | |
|---------------------------|-----------------------|---|----------------------|
| | 株主優待乗車証等、同社が定める規程に | | |
| | 基づき発行している。昨年度の実績で約 | | |
| | 12,000枚の発行実績がある。 | | |
| 2.情報提供に関する事項 | ・ 京成においては、ホームページにより財 | | |
| | 務等に関する情報、運賃に関する情報、 | | |
| | 安全・サービスに関する情報(バリアフ | | |
| | リー化設備の設置状況、列車の運行状況 | | |
| | に関する情報等)を提供している。列車 | | |
| | の運行状況については、携帯電話サイト | | |
| | により異常時の運行情報を提供してい | | |
| | ప . | | |
| | | | |
| | ・ バリアフリー設備の各駅における設置状 | ・ 車いすによる駅利用に関する案内につい | ・ 駅構内図の作成等、情報提供の充実に向 |
| | 況については、ホームページ中の「バリ | した。 ては、今後作成を検討するとのことであ | け検討を進めてまいります、 |
| | アフリーMAP」において確認すること | り、車いす利用者に対する積極的な取り のである。 しゅうしゅう しゅうしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう | |
| | ができるが、駅の構内図については、成 | 組みが期待される。 | |
| | 田空港駅、空港第2ビル駅など5駅に限 | Mac 7 13 7031 13 C 10 C 10 | |
| | られている。 | | |
| | 210 CV 100 | | |
| 2 安内桂根(旋安安内) I 開 オ 2 車 15 | ・ 案内サインに関し、京成では社内マニュ | ・ 接続する他の事業者と著しく異なってい | ・ 引き続き、接続する他の鉄道事業者と連 |
| 3 . 案内情報(旅客案内)に関する事項 | | | |
| | アルを作成していないが、業務上の「作 | | 携を図り、よりわかりやすい案内に向け、 |
| | 業手順書」に基本パターンを例示し、当 | | 案内表示の統一等を図ってまいります。 |
| | 該作業手順書は移動円滑化整備ガイドラ | | |
| | インに準拠した内容となっている。 | も多いことから、事業者間の調整を積極 | |
| | | 的に図られることが期待される。 | |
| | | | |

| | | ・ 駅周辺地図については、64駅中37駅 | ・ 引き続き、利用状況等に応じ、周辺地図 |
|--------------------|---------------------------|----------------------|----------------------|
| | | に設置しており、主要駅や乗降客数の多 | の無い駅への設置についても検討してま |
| | | い駅を主として整備する方針とのことで | いります。 |
| | | あるが、今後、利用状況に応じて、周辺 | V. 3 & 3 ° |
| | | 地図が無い駅への設置についても積極的 | |
| | | に検討することが望まれる。 | |
| | | に快削りることが望まれる。 | |
| 4 . バリアフリー対策に関する事項 | | | |
| (1)バリアフリー化の取り組み | | ・ 今後は、連立高架事業や駅舎橋上化にあ | |
| | 方針の主旨を踏まえ、原則として平成 2 | わせてバリアフリー化が予定されている | つつ、バリアフリー化を計画的に推進し |
| | 2 年までに 1 日当たりの平均利用者数が | 1駅をはじめとして、移動円滑化基準適 | てまいります。 |
| | 5 千人以上の駅(48駅)について、エ | 合に向け、今後ともバリアフリー法にお | |
| | レベーター等による段差解消を進めるこ | ける鉄道事業者の責務を踏まえ、地元自 | |
| | ととしている。 | 治体の協力を得つつ、着実にバリアフリ | |
| | | 一化を推進することが求められる。 | |
| | | | |
| (2)バリアフリー設備の整備状況 | ・ 京成における1日当たりの平均利用者数 | ・ 現地監査を行った京成上野駅において | ・ ご指摘の点はかねてより対応を検討して |
| | が5千人以上の駅は48駅中、段差を解 | は、車いす対応券売機の蹴込みが設けら | おり、空港内 2 駅のオストメイト設備に |
| | 消し、バリアフリー新法による移動円滑 | れておらず、また、成田空港駅や空港第 | つきましては既に年度内に設置致しまし |
| | 化基準に適合している駅は平成19年度 | 2 ビル駅については、オストメイト設備 | た。上野駅の車いす対応券売機の蹴込み |
| | 末現在で32駅(整備率67%)となっ | が無いことから、スムーズな乗車券の購 | が設けられていない点につきましても、 |
| | ┃ ┃ ている。これは鉄軌道駅全体平均値と同 | 人やオストメイト対応のための施設整備 | 早急に対応してまいります。 |
| | 率である。何らかの段差解消装置がある | が望まれる。 | |
| | ものの、移動円滑化基準に適合していな | | |
| | い駅や未整備の駅16駅については、平 | | |
| | 成22年までに原則全てを整備する方向 | | |
| | で進めている(ただし、連立高架事業に | | |
| | | | |
| | あわせてバリアフリー化予定の 1 駅は除 | | |

| | く)とのことであり、物理的な条件など | | |
|------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| | から事業費が多額に上るため整備が困難 | | |
| | とされている駅はないとのことである。 | | |
| | なお、 5 千人未満であるが、基準に適合 | | |
| | した段差解消が図られている駅が2駅あ | | |
| | ర . | | |
| | | | |
| | ・ ホームからの転落防止のための措置とし | | |
| | て視覚障害者等から導入の要望があるホ | | |
| | ームドアや可動式ホーム柵については、 | | |
| | 検討はしているが、今のところ具体的な | | |
| | 導入計画はないとのことである。 | | |
| | | | |
| (3)ハンドル形電動車いすの対応 | ・ ハンドル形電動車いすについては、現在 | ・ 今後も駅・車両の整備状況に応じ利用可 | ・ バリアフリー設備の整備により利用駅の |
| | 2 3駅において利用可能となっており、 | 能駅の拡大の検討を進めるとともに、円 | 拡大を図るほか、お客様への周知につき |
| | 利用可能駅については交通エコロジー・ | 滑な対応のため利用者への一層の周知を | ましてもホームページ等を活用し充実を |
| | モビリティ財団の「らくらくおでかけネ | 図ることが望まれる。 | 図ってまいります。 |
| | ット」において情報提供がなされている。 | | |
| | 利用には事前の申し込みが必要である | | |
| | が、実際に申し込みがあった際は、乗車 | | |
| | 駅と降車駅との間で連絡を取り合い、対 | | |
| | 応している。また、スカイライナー、モ | | |
| | ーニングライナー、イブニングライナー | | |
| | については通路幅が確保できないため乗 | | |
| | 車はできないこととなっている。 | | |
| | | | |
| (4)ソフト面での対応 | ・ 京成では、移動制約者対応への教育とし | ・ バリアフリー施設の整備に伴い、高齢者、 | ・ 引き続き、サービス介助士2級の資格取 |
| | て、毎年、サービス介助士2級の資格を | 障害者等の外出機会が増加する中で、駅 | 得を計画的に進めてまいります。 |

| 取得させており、平成20年度中には、 | |
|---|--|
| 9%)が取得する計画となっており、翌 する社員教育については、受講対象者の 年度以降も計画的に取得させていく予定 拡充を図る等、今後もより一層充実させ とのことである。また、駅構内等に啓発 ていくことが期待される。 | |
| 年度以降も計画的に取得させていく予定 拡充を図る等、今後もより一層充実させ とのことである。また、駅構内等に啓発 ていくことが期待される。 | |
| とのことである。また、駅構内等に啓発でいくことが期待される。 | |
| | |
| ポスターを掲出し一般旅客に対する意識 | |
| | |
| の啓発に努めているほか、全駅に筆談器 | |
| を設置している。 | |
| 5 . 外国人観光旅客等への対応に関する事項 ・ 京成では、外国人観光旅客等への対応の | |
| ため「旅客接遇マニュアル」、「鉄道接客 | |
| 応対英会話テキスト」の活用や、新任研 | |
| 修、接遇研修等において、外国人旅客へ | |
| の対応について研修を実施している。ま | |
| た、外国人旅客への対応をテーマとした | |
| 意見交換会議に出席し、できる限り現場 | |
| へ反映させること等により取り組みを進 | |
| めている。 | |
| | |
| ・ 駅施設等の案内の多言語化については、 | |
| 全ての駅において少なくとも日本語、英 | |
| 語の2ヶ国語表記となっている。 | |
| | |
| ・ 外国人観光客の多い京成上野駅では改札 | |
| 口前に設置されている東京観光情報セン | |
| ターと連携を図っているとともに、日暮 | |
| 里駅、空港第2ビル駅、成田空港駅では、 | |
| 旅客案内係を配置し、英語による外国人 | |

| | 旅客の案内を行っている。 | | |
|-------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | |
| | ・ 4 カ国語(日本語、英語、中国語、韓国 | ・ 今後においても成田空港アクセスを担っ | ・ 新線開業を控えていることもあり、スペ |
| | 語)表記については、現在スカイライナ | ていくこと、沿線に東京スカイツリーが | ース上困難な箇所を除き、原則として4 |
| | ー停車駅を中心に11駅となっており、 | 建設される予定となっていることから、 | カ国語表記とするなど、外国人にとって |
| | 今後については改良工事等の機会を捉 | 外国語による運賃額の掲示等の工夫、乗 | 利用しやすく解りやすい案内の充実に引 |
| | え、できるだけ4カ国語表記にするよう | 車券販売の案内や企画商品の案内を充実 | き続き努めてまいります。 |
| | 取り組むこととしている。 | する等、外国人を対象とした運賃割引等 | |
| | | による更なる利用促進を図ることとあわ | |
| | | せて、係員による案内及び旅客案内表示 | |
| | | の充実や英語放送の拡充等を図り、外国 | |
| | | 人にとって利用しやすく、解りやすい取 | |
| | | り組みを積極的に進めることが求められ | |
| | | る 。 | |
| | ・ 外国人向けの案内用パンフレットについ | | |
| | ては、スカイライナーの時刻表とともに | | |
| | 外国人旅客の多い京成上野駅、日暮里駅、 | | |
| | 空港第 2 ビル駅、成田空港駅の構内図が | | |
| | 入っているポケット版のタイプや、時刻 | | |
| | 表入りの沿線案内のチラシ(7ヵ国語別) | | |
| | も用意されている。ホームページについ | | |
| | ても英語、中国語、韓国語による情報提 | | |
| | 供を行うなど外国人利用の利便性に配慮 | | |
| | している。 | | |
| | | | |
| 6 . 乗り継ぎ利便等に関する事項 | | | |
| (1) 相互直通運転の実施状況等 | ・ 京成は、昭和35年に東京都交通局浅草 | | |
| | | | |

| | 線との相互直通運転を開始以降、現在は | | |
|---------------|------------------------|----------------------|---------------------|
| | 京浜急行本線及び空港線との3社にわた | | |
| | る相互直通運転を実施しているのをはじ | | |
| | めとして、北総鉄道、芝山鉄道及び新京 | | |
| | 成とそれぞれ相互直通運転を実施してい | | |
| | る。なお、新京成電鉄とは、同社が京成 | | |
| | に乗り入れるのみの片乗り入れを実施し | | |
| | ている。 | | |
| | | | |
| | ・ 青砥、京成高砂、京成津田沼及び京成成 | | |
| | 田各駅において、自社他路線と同一ホー | | |
| | ム上で乗り換えを実施している。 | | |
| | | | |
| (2) 乗換改札口の改良等 | ・ 京成では、平成19年に新たに供用開始 | | |
| | した船橋駅の橋上駅舎化により、JR東 | | |
| | 日本及び東武鉄道との乗り継ぎは、歩行 | | |
| | 者通路を通じて円滑な移動が可能となっ | | |
| | た。さらに現在日暮里駅の改良工事にお | | |
| | いて、JR 及び東京都交通局日暮里・舎人 | | |
| | ライナーとの乗り継ぎ円滑化が図られる | | |
| | こととなる。 | | |
| | | | |
| (3) ダイヤ調整 | ・ 接続する他の鉄道事業者とのダイヤ調整 | ・ 引き続き、利用者利便に資するよう、他 | ・ 最終列車時刻等の変更が発生した際に |
| | については、互いに運行頻度が確保され | の鉄道事業者とも連携しつつ、ダイヤ調 | は、引き続き接続する他の鉄道事業者と |
| | ていることもあり特段実施していない | 整等に取り組むことが望まれる。 | 連携しつつ、利便性向上に努めてまいり |
| | が、終電時間帯等、接続する他の鉄道事 | • | ます、 |
| | 業者に遅延が発生した場合については、 | | |
| | 日暮里駅及び船橋駅においてJR東日本 | | |
| | | | |

| | と最大5分の時間調整を行っている。ま |
|---------------------|----------------------|
| | た、必要により京成津田沼駅においては |
| | 新京成電鉄と、押上駅においては東京メ |
| | トロと調整を行っている。なお、自社線 |
| | が遅延した場合には他社に接続の要請を |
| | 行っている。 |
| 7.輸送障害時等の旅客対応に関する事項 | |
| (1)輸送障害の発生状況 | ・ 輸送障害等は、平成19年度には12件 |
| | が発生している。このうち線路内立入等 |
| | の部外原因によるものは4件(33%) |
| | インシデントは 0 件である。 |
| | |
| (2)輸送障害等発生時の体制等 | ・ 輸送障害等が発生した場合の対応方法等 |
| | については、同社の「運輸指令業務総合 |
| | マニュアル」により対処することとして |
| | いる。 |
| | |
| | ・ 輸送障害が発生した場合は、速やかに指 |
| | 令室に通報し、通報を受けた指令室は列 |
| | 車無線、一斉情報装置、指令電話により、 |
| | 列車乗務員及び駅施設係員へ通報すると |
| | ともに、相直を行っている各社指令へも |
| | 直通電話により情報提供を行っている。 |
| | 会社幹部へは非常用携帯電話を所持さ |
| | せ、障害等発生時には社内携帯連絡網に |
| | より、社長を含めた幹部へ連絡されるこ |
| | ととなっている。 |
| | |

| | ᄽᆠᆉᇄᄣᅙᆉᄶᄱᄜᆫᄫᄼᄼᄝᄿᄳ | | 1 |
|----------------|-------------------------|----------------------|----------------------|
| | ・ 鉄道本部災害対策規則に基づく運輸部災 | | |
| | 害対策内規を定めており、内規では事故 | | |
| | や災害の規模に応じた体制を引くことに | | |
| | なっており、組織の業務分担と任務を定 | | |
| | め、事故復旧や死傷者への対応、振替、 | | |
| | 代替輸送の手配、関係機関への通報等を | | |
| | 行うこととしている。 | | |
| (3)利用者等への情報提供等 | ・ 指令室から通報を受けた列車乗務員及び | ・相直運転会社以外の乗り継ぎ情報について | ・ 入手した情報についてはお客様へ情報提 |
| | 駅施設係員は、「運輸指令業務総合マニュ | は、相手方からの遅延情報等の提供があれ | |
| | アル」及び「列車運行不能時における取 | ば、自社線内旅客に対して情報提供を行っ | |
| | 扱い」により案内放送、駅頭掲示、LE | ているとのことだが、独自での情報収集が | |
| | | | 上に努めてまいります。 |
| | D表示機等で情報提供することとしてい - | 難しいことは理解できるものの、関係事業 | |
| | న . | 者と調整を図り、利用者利便向上のための | |
| | | 情報提供が行えるよう検討することが望ま | |
| | | れる。 | |
| | ・ 構内放送については、構内の状況に応じ | | |
| | て適宜実施することとしている。 | | |
| 【 (4)振替輸送等 | ・振替輸送については、遅延の大小にかか | | |
| (サノルは日料を守 | わらず、直ちに振替輸送を実施しており、 | | |
| | | | |
| | 迅速な対応が図られている。振替輸送を | | |
| | 受諾・依頼した場合には、その内容が一 | | |
| | 斉情報装置・列車無線により全線に通報 | | |
| | され、利用者へ情報提供している。また、 | | |
| | 東京都指令・北総鉄道指令へも連絡する | | |
| | こととなっている。 | | |

| (5)遅延証明 | ・ 遅延証明の発行については、遅れが発生 | | |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | した場合には、利用者の申し出があれば、 | | |
| | 遅延時分を確認した上で発行している。 | | |
| | ホームページでの提供は、5分以上の遅 | | |
| | れが生じた場合に発行している。 | | |
| | | | |
| (6)輸送障害等発生時を想定した訓練 | ・ 輸送障害等を想定した訓練については、 | ・今後とも、輸送障害等発生時に安全で迅速 | ・ 今後とも異常時における対応が安全で迅 |
| | 駅単位では毎月1回異常時点検デーとし | かつ的確な対応が行えるよう、引き続き年 | 速かつ的確に行えるよう、引き続き各駅 |
| | て、テーマを設定して点呼時に教育を実 | 間を通して計画的に教育や訓練を実施する | での異常時点検デーを実施するととも |
| | 施している。 | ことが望まれる。 | に、計画的な教育・訓練を実施するなど、 |
| | | | 安全管理体制の充実を図ってまいりま |
| | ・ 管区単位では現業長を対象とした運転取 | | ं |
| | 扱訓練、会社全体では鉄道運転事故や輸 | | |
| | 送障害発生時の非常招集訓練、関係機関 | | |
| | 合同では列車脱線を想定した異常時総合 | | |
| | 訓練を毎年1回定期的に行っている。ま | | |
| | た、乗務員には全乗務員を対象として、 | | |
| | 定期的に集合教育や少人数研修を行って | | |
| | いる。 | | |
| 8.災害時等の旅客対応に関する事項 | ・ 輸送障害等発生時の旅客対応に準じ、適 | | |
| | 切に対応しており、計画的に教育・訓練 | | |
| | を行っている他、都市型地震発生を想定 | | |
| | した鉄道本部防災訓練を年1回定期的に | | |
| | 実施し、必要に応じてテロ対策初動措置 | | |
| | 合同訓練も行っている。 | | |
| | | | |
| | | | |

| 9 . 利用者からの意見等に関する事項 | ・電話・メール等による利用者の意見、要 |
|---------------------|----------------------|
| | 望、苦情等の取扱件数は、平成19年度 |
| | は1,742件となっている。平成18 |
| | 年度の1,274件と比較すると大幅に |
| | 増加しているが、主な要因としては、最 |
| | 近、ベビーカーの乗車が増加しており、 |
| | エレベーター・エスカレーターの設置要 |
| | 望が多数寄せられていることやダイヤ乱 |
| | れが増加していることによる意見・苦情 |
| | の増加等が挙げられる。 |
| | |
| | ・ 利用者等からの意見等については、ホー |
| | ムページ上のバナーの設置や電話・郵 |
| | 送・来社・FAXと幅広く利用者の声を |
| | 聞く体制となっている。寄せられた意見 |
| | 等については、社長以下の管理職には書 |
| | 面と社内イントラネットで報告され、所 |
| | 轄部署から各現業職場等に書面で伝達さ |
| | れることとなっており、情報の共有を行 |
| | っている。 |
| | |
| | ・駅施設や車両等のハード面に関する意見 |
| | については、費用の問題から即時に対応 |
| | できないものもあるが、接客態度への苦 |
| | 情等、個別指導等により改善が可能なも |
| | のは直ちに対処を行っている。 |
| | |

10. 駅員の接遇等に関する事項 (1)移動制約者対応への教育 ・ 移動制約者への対応については、「旅客接 遇マニュアル」(平成21年度修正予定) を作成し、対応を行っている。 ・ 移動制約者対応の教育については、平成 17年度からサービス介助士(2級)の 資格取得を通じ、疑似体験も含めて実施 しており、毎年100名程度が取得して いる。平成20年度末には駅係員594 名のうち411名(69%)が資格を取 得する予定であり、翌年度以降も計画的 に取得させていく予定とのことである。 (2)駅係員の育成等 ・ 駅係員の育成等については、駅係員接遇 研修を毎年1回100~150名を対象 に行っており、1人あたりでは概ね4年 に1回の研修となっている。その他、京 成グループ(鉄道4社)合同による接遇 コンクール、外部モニター制度を導入し て一般旅客と意見交換会、助役・主任職 対象の苦情分析会を実施し接遇の向上に 努めている。 · 京成グループでは平成11年度からBM I · 苦情等の駅係員への周知については、点 I · 引き続き、苦情分析会を実施するととも K (ベストマナー向上)推進運動と称し 呼等の場で現場長等から周知が行われて に、外部講師による集合教育等を実施し、 て、接客サービスの向上を目的とした運 いるものの、駅係員のより一層の資質の 接遇向上に努めてまいります。 向上を図るため、駅係員の接遇等の教育 動に年間を通じて取り組んでおり、強調

| | - | | |
|--------------------------------|-----------------------|--------------------|--|
| | 月間には重点項目の設定や優秀社員には | については、定期的に研修を行い、事例 | |
| | 表彰を行うなどして、接客サービスの向 | 研究等が行われるよう検討されることが | |
| | 上を図っている。 | 望まれる。 | |
| (3)業務委託 | | | |
| | ・ 駅業務の委託については、8駅で定期券、 | | |
| | 4 駅で特急券の発売をグループ会社の京 | | |
| | 成トラベルサービス株式会社へ委託して | | |
| | いる。 | | |
| | | | |
| | ・ 近年では、PASMO導入時に係員の知 | | |
| | 識不足から数件の苦情があったものの、 | | |
| | 業務知識の向上を目的とした年1回の研 | | |
| | 修を行い、サービスの向上に努めている。 | | |
| ┃ ┃ (4) 暴力行為への対応、迷惑行為等への対 | | | |
| 応 | ・ 暴力行為は、平成19年度には3件発生 | | |
| | しており、主に酔客によるトラブルとな | | |
| | っている。係員へは、暴力行為対応策と | | |
| | して「第三者暴力行為災害対応マニュア | | |
| | ル」に対応方を定めている。常日頃より | | |
| | 地元警察との連絡を密にして連携を図っ | | |
| | ている。 | | |
| | CVIO. | | |
| | ・ 痴漢等の迷惑行為等については、平成1 | | |
| | 9年度には45件発生している。マニュ | | |
| | アル等は整備していないが、発生した際 | | |
| | には、加害者・被害者を近づけないよう | | |
| | 事務所に待機させて警察に連絡すること | | |
| | | | |
| | としている。 | | |

| 11.その他のサービスに関する事項 | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| (1)携帯電話及び優先席の取扱い | ・ 携帯電話及び優先席の取扱いについて | | |
| | は、全車両にステッカーを掲示し、車内 | | |
| | 放送案内を適宜実施して協力依頼や啓発 | | |
| | を行っている。 | | |
| | | | |
| (2)健康増進法施行への対応(受動喫煙防 | ・ 駅構内については、平成15年5月から | ・ 今後も分煙の徹底及び全面禁煙に向けた | ・ 引き続き、看板・ポスターや啓蒙放送な |
| 止対策等) | 終日全面禁煙とし、灰皿を撤去している。 | 取り組みが期待される。 | どによる取り組みを実施してまいりま |
| | | | उ ं. |
| | ・ 列車内については、有料特急列車に喫煙 | | |
| | 可能車両を連結しているが、その他の列 | | |
| | 車は禁煙としている。新線開業に合わせ | | |
| | て運行される新型スカイライナーは全面 | | |
| | 禁煙とする予定である。 | | |
| | | | |
| (3)ベビーカーの対応 | ・ ベビーカーの対応については、「ベビー | | |
| | カーの取扱い」を定め、利用者の自己責 | | |
| | 任を前提に折りたたまず乗車を認めてい | | |
| | ప 。 | | |
| | | | |
| | ・ ベビーカーの使用上の注意については、 | | |
| | ポスターやマナー看板で案内を行ってい | | |
| | る。また、ベビーカーの利用について一 | | |
| | 般利用者からの意見を聴取している。 | | |
| | | | |
| (4)女性専用車両の導入 | ・ 女性専用車両については、朝ラッシュ時 | | |
| | の上り上野行き「通勤特急」4本に導入 | | |
| | している。マタニティーマークについて | | |

| (5)プラットホームからの転落防止策 | は、優先席付近にステッカーを掲示している。 ・ 列車非常停止装置は64駅中48駅に整備している。ホームに上がるためのステップ等は24駅に、列車を避けるためのホーム下待避スペースは54駅に整備している。 | ・ 今後ともプラットホームからの転落防止 のための、措置の拡充が望まれる。 | ・ 今後とも列車非常停止装置の増設を行っ ていくほか、転落防止策につきましても 引き続き検討を進めてまいります。 |
|--------------------|--|--|--|
| (6)遺失物の取扱い | ・ 遺失物については、遺失物管理システムで一元管理し、全ての駅から検索できるシステムとなっており、押上駅「お忘れ物センター」に保管することとしている。 | | |
| (7)その他 | ・ 今後、成田新高速鉄道の整備に伴って、 成田空港、空港第2ビル及び日暮里駅そ の他関係する工事が予定されている。 | ・ 工事中、駅等においては利用者への動線 等の案内が適切に行われることが必要で ある。また、開業後の利用者への案内等 の旅客対応については、十分に検討する ことが望まれる。 | ・ 現在も動線の要所に警備員を配置しており、引き続き旅客動線の確保および適切な案内に努めてまいります。また、開業後の利用者への案内および旅客対応につきましては、不便のないよう十分に検討を進めてまいります。 |